

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市公園法		法令番号	昭和31年法律第79号					
手続名	公園予定地における公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可、設置事項の変更の許可		根拠条項	第33条第4項					
審査基準	都市公園法第5条第2項（都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置の許可、許可事項の変更の許可）の審査基準を満たしていること。								
	受付機関	指定管理者	処理機関	所管の土木事務所	交付機関	所管の土木事務所	標準処理期間	10（30）日	目次
						標準経過期間	－（20）日	No.	